

## 第8 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所の基準

1 規則第18条第4項第1号及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は防護対象物となる部分が、次によるものであること。

(1) 移動式を設置することができる部分（（1）ウを除く）

規則第18条第4項第1号及び第1号の2の規定のほか、地階（有効幅員が1m以上のドライエリア等を有し、当該ドライエリア部分から地上へ容易に避難できる構造のもの又は避難階で容易に屋外に避難できるものを除く。）を除き、初期消火活動時に支障がないと認める場合で次によること。

なお、防火区画が形成される防護対象部分は、当該区画ごとに判断すること。

ア 令第13条第1項表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分に設置するもの（令別表第1（13）項口を除く。）については、次のいずれかによること。

なお、屋内に設置する機械式駐車装置の場合は、地上2段まで及び地下1段までとし、地下ピット部分は、消火口をパレットに1箇所以上設ける等、全ての車両へ有効に放射できるものに限ること。

(ア) 各階の防護対象部分において、常時外気に開放された開口部が次による場合

a 排煙上有効な位置で、天井又は壁の2面以上に設けられていること。

b 開口部の合計面積が当該部分の床面積の15%以上であること。

c 開口部分に0.5mを超える垂れ壁等がある場合は、階高の2分の1より上方にある部分を有効開口部として算定すること。

d 壁面に設ける場合で、隣地境界線又は他の建築物等（当該建築物も含まれる。）との外壁間相互の距離が0.5m以上であること。

e 防護対象部分の各部分から水平距離30m以下であること。

(イ) 各階の防護対象部分において、手動又は遠隔操作により外気に開放する開口部が、前（ア）（bを除く。）によるほか、次のいずれかによる場合

a 合計面積が当該部分の床面積の20%以上のもの

b 5回毎時以上の排煙能力を有する排煙装置（防護区画内に設ける場合は、非常電源を附置し配線は耐火配線としたものに限る。）で、当該開口部の有効面積の合計が当該床面積の15%以上のもの

c 排煙上有効な越屋根等（屋内側と接する越屋根下部の開口部の合計面積が、当該床面積の5%以上あるもの）を有するもので、当該越屋根部分に設ける開口部の合計面積が当該床面積の15%以上のもの

(ウ) 完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分又は周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれている部分。

イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設けるもの

## 第2節 第8 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所の基準

(13) 項口の用途に供される部分又は防火対象物の屋上部分で回転翼航空機等の発着の用に供されるもの（以下「飛行機又は回転翼航空機の格納庫等」という。）にあつては、前（1）によるほか次によること。

(ア) (13) 項口の用途に供される部分にあつては、主たる用途に供する部分の床面積の合計1,000㎡以上のものを除く。

(イ) 航空機の格納位置が限定されるもので、当該航空機の部分（航空機の面積の算定は全長×全幅とする。）の床面積以外の部分。

### ウ 多段式の自走式自動車車庫に設けるもの

多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置は、「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置についての一部改正について」（平成21年3月31日付け消防予第129号）に基づき設置するもの。

2 パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）第3「パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件」に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は次の（1）かつ（2）から（4）のいずれかによるものであること。

(1) 主たる用途が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機器室及び指定可燃物貯蔵所、取扱所その他これらに類するものでないこと。

(2) 外気に面する外壁開口部の開口面積の合計が、当該設置場所の床面積の15%以上あり、その開口部が一部に偏っていないもの。この場合の開口部とは、常時開放された構造のもの、又は火災のとき容易に開放できる窓等も含む。

※ 設置場所の床面積の15%以上とは、当該階の床面積の比率であること。

(3) 建築基準法施行令第126条の3に規定する排煙設備又はこれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動起動装置が当該代替設備の直近に設けてあるもの。

(4) (2)、(3)の他建築物の庇、下屋の下部で外気の流通する場所。

※ 開口部の算定は、規則第5条の3第2項第3号に取り扱うことができる構造のものを算入すること。